

特別記事

黒田友哉君学位請求論文審査報告

黒田友哉君が提出した学位請求論文「第四共和制後期フランス外交とヨーロッパ統合——冷戦、脱植民地化との連関の中で、一九五五年—一九五八年」は、フランス政府が抱いたヨーロッパとアフリカを包摂する外交構想たるユーラフリック構想を中心に、当時のフランス政府のヨーロッパ統合に対する認識と行動を、豊富な一次史料に基づき検討したフランス外交史研究およびヨーロッパ統合史研究である。

本論文は、A4判で本文二二〇頁、参考文献二三頁からなる。その一部はすでに黒田君が『法学政治学論究』、『日本EU学会年報』といった査読付きの学術雑誌に発表した論文を土台としているが、これらを大幅に加筆修正し、体系化させたものが今回提出された論文である。本論文の構成は以下の通りである。

一 論文の構成

序章

第一節 問題の設定

ヨーロッパ統合史における「再出発」期の重要性
フランス中心アプローチによる再出発期の検討の
妥当性

第二節 研究の背景…フランス外交史における第四共和制

後期の研究の現状と歩みの総括

第三節 本研究の意義

本研究の独自性——同時期の先行研究諸類型の特
徴…「ユーラフリック」研究の登場と問題点

第四節 本論文の構成

第一章 第二次世界大戦後ヨーロッパ統合におけるフランス

——海外領土の位置付けを中心に

第一節 「ユーラフリック」の起源——連邦としての「ユ

ーラフリック」か独仏協調による植民地開発か

第二節 マーシャル・プランと海外領土の位置付け——例

外的「ユーラフリック」？ 大西洋の中の「ユー
ラフリック」

第三節 英仏協調と「ユーラフリック構想」——ブロック

としての「ユーラフリック」

第四節 シューマン・プラン交渉と海外領土の位置付け

——小欧州としてのユーラフリック？

第五節 欧州政治共同体交渉における海外領土問題——死

産としてのユーラフリック連邦

小括

第二章 欧州経済共同体設立交渉とフランス——海外領土の加入を中心に——（一九五五—一九五七）

第一節 脱植民地化の波と海外領土の再編

(一) アルジェリア戦争の開始と脱植民地化の波に対するフランスの対応

(二) モレ政権と脱植民地に対する初期の対応

(三) 対アルジェリア政策の転換——アルジェリア例外主義の登場

(四) 六月二三日基本法の成立とその背景

第二節 スパーク報告と海外領土問題の争点化

(一) スパーク報告に対するフランス政府の対応

(二) モレ、ピノーの訪ソと軍縮交渉の停滞

(三) ヴェネツィア会議と六カ国間交渉における海外領土問題の争点化

第三節 スエズ危機と独仏協調——脱植民地化対応戦略の

観点から

(一) ブリュッセル政府間会合

(二) 独仏協調の前段階としてのザール問題の解決

(三) フランスによるスエズ危機への介入

第四節 海外領土の連合とローマ条約調印——ユーラフリ

ック構想の収斂

(一) フランス・ベルギー共同ユーラフリック共同市場路

線

(二) 統合 (Integration) から連合 (Association) へ

(三) アルジェリア、モロッコ、チュニジア援助問題と海外領土の共同市場への連合

小括

第三章 欧州原子力共同体 (ユーラトム) 交渉とフランス

——海外領土の加入を中心に——（一九五五—一九五七年）

第一節 メッシーナ会議と政府間委員会

第二節 スパーク報告と海外領土問題の争点化

第三節 スエズ危機と独仏協調

第四節 海外領土問題交渉の形骸化とローマ条約の調印

小括

第四章 欧州自由貿易圏構想とフランスの対応——海外領土・

国問題を中心に——（一九五六—一九五八年）

第一節 小欧州と大欧州

第二節 プランGの開始と英仏連合案交渉

第三節 OEEC閣僚理事会と共同市場、欧州自由貿易圏

連合交渉

第四節 ローマ条約の調印と海外領土連合交渉の開始

第五節 欧州経済協力連合提案

第六節 ドゴールの権力復帰と欧州自由貿易圏構想の挫折
小括

第五章 ローマ条約の始動——発効、関税同盟第一段階始動
における動揺と確立（一九五七—一九五八年）

第一節 条約批准とGATT問題——海外領土の連合をめ
ぐる議論を中心に

第二節 EEC委員会の発足とアフリカ問題への介入

第三節 リュエフ・ビネー・プランの実施と関税同盟の受
入

(一) アルジェリア問題と欧州経済共同体

(二) ドゴールによるEECの受容——内政的側面を中心
に

第四節 ユーラフリック構想の帰結——ローマ条約以後の
海外領土

小括
終章

二 内容の紹介

本論文では、以下の四つの問題について、膨大な一次史料をもとに新しい見解を提示しようと試みている。第一に、欧州防衛共同体（EDC）の失敗の後に一九五五年頃から開始される「再出発」期がヨーロッパ統合史上いかなる重

要性を持ったのか。第二に、第四共和制後期フランスのヨーロッパ統合政策において対植民地・旧植民地政策はいかなる位置を占めたのか。第三に、主にアフリカに位置する植民地をヨーロッパ統合という枠組みに連携させようとする構想は植民地主義との関係で、いかなる動機に基づいて立案、形成されていったのか。そして第四に、冷戦、米ソ二大陣営によってもたらされたヨーロッパ分断という国際環境において、この「ユーラフリック」はいかなる国際政治上の方向性を持っていたのかである。このような問題意識に基づいて、本論文は、一九五五年から一九五八年までのフランス外交の展開と三つの大きな政策領域に分けて論じている。以下、各章の概要を説明する。

序章では、本稿の問題提起、先行研究の紹介と本論文の意義が言及されている。まず、フランスのヨーロッパ統合政策を分析するにあたり、冷戦と脱植民地化という国際環境に注目する重要性、とりわけ植民地政策との関連を考慮する必要があると論じられている。

確かに、近年発表されつつある先行研究においては、フランスだけでなく、ヨーロッパ統合政策と脱植民地化の関連が論じられている。しかしながら、それらの焦点は、一九五七年三月二五日に調印されたローマ条約の一つ、欧州

共同体 (EEC) 条約の交渉過程における、ユーラフリック共同市場構想に限定されている。

ところが、実際は、ヨーロッパ統合プロジェクトにおいて、脱植民地化の中で失われつつあった政治的・経済的繋がりを維持しようという試みは、EEC条約にとどまるものではなかった。そこで本論文では、EECに加えて、欧州原子力共同体 (EAEC、通称ユーラトム) および欧州自由貿易圏構想という、他の二つのプロジェクトにもまたがった、ヨーロッパ統合政策と対植民地・旧植民地政策との連関を考察することを目指している。

本論文の中心となる対象時期は一九五五年から一九五八年であるが、第一章では、前史として、一九世紀に溯ってユーラフリック構想の起源を探究し、その後の構想の諸形態と変遷を一九五八年まで検討している。具体的には、ヨーロッパ連邦構想の亜種と位置づけられるユーラフリック連邦構想、ヨーロッパにおける戦後復興のために米国により提唱された大規模援助であるマーシャル・プラン、英仏協調を軸とした植民地協力、欧州連合 (EU) の具体的な起源となったシューマン・プラン交渉における海外領土加入問題、そして、ヨーロッパ連邦形成を視野に入れた欧州政治共同体 (EPC) 交渉における海外領土加入問題が取

り上げられている。

このような準備作業は、脱植民地化における「ユーラフリック」の特徴を浮かび上がらせる上で重要である。文明化の使命、ヨーロッパの国際的地位の向上、特に衰退からの脱却という「ユーラフリック」推進の動機は、すでにこの時期に見られていたが、政治的プロジェクトとして結実しなかった。その理由の一つには、フランスの植民地をめぐる国益がヨーロッパ統合プロジェクトにおいて阻害されることがあったからである。植民地とヨーロッパ統合は、二者択一の選択肢としてフランスの政治指導者に捉えられていたからであり、そのために、フランスは、時に「ユーラフリック」の推進母体でありながら、別の場面においては「ユーラフリック」の抵抗勢力ともなったのである。

次の第二章では、一九五七年春に調印されたEEC条約成立をめぐるフランス外交が脱植民地化に対応する戦略を中心に分析されている。主唱者のドゥフェール海外フランス相、ドゥフェールを中心にした海外フランス省による提案を承諾した首相モレ、外相ビノー、そして米国務長官ダレスによっても実際に「ユーラフリック」と呼ばれた欧州共同市場への海外領土の加入問題は、本論文の中心課題となっているが、本章では、特に欧州共同市場への海外領土

市場の連合が、そこに制度的に含まれることになったブラツクアフリカの仏植民地のみならず、制度的には連合されなかったが、EEC条約で設置が決定した海外領土に対する開発援助の恩恵を供与できる権利を獲得したアルジェリア、チュニジア、モロッコという北アフリカに対する脱植民地化の中での影響力維持策と一体になっていたことが指摘されている。このような検討によって、フランスのヨーロッパ政策とアフリカ政策の第一の連関が示されている。

第三章では、一九五五年六月から正式に開始されたユーラトム交渉における海外領土問題が取り上げられている。メッシーナ会議直後から、欧州共同市場案と同様に、独仏伊ベネルクスの六カ国による原子力分野での部門統合を目標とするユーラトム交渉において、海外領土の問題は加盟国間の代表からなる専門家委員会で検討されてきた。当初は、ベルギー領コンゴの持つ世界的な原料供給地、特にウラン供給地としての地位が、ユーラトム交渉において海外領土問題が少なからず議論された主な原因であった。そして、モレ政権が発足すると、海外フランス省を中心に原子力版ユーラトリック構想が構築されたが、一九五六年四月に提出された専門家委員会による報告およびスパーク報告でそれが軽視されたのに対して海外フランス省は、海外領

土の位置付けを明確化するよう首相モレに圧力をかけていったのである。その結果、モレは、一九五六年七月の国民議会での演説に見られるように、ドゥフェール案に同意を示し、六カ国の交渉議題とするよう呼びかけていった。しかし、結局ユーラトム交渉は具体的措置についての交渉が進展せず、同問題についての六カ国間の交渉は、条約調印直前に原則合意を決定した以外に、実質的に行われなかった。

フランスのヨーロッパ政策とアフリカ政策のこの第二の連関においては、最終的にウランの確保よりも、フランスの威信を満足させる心理的・象徴的效果が重要であったのである。そのために、濃縮ウランの十分な供給が米国によって保証された後もフランス政府によって海外領土のユーラトムへの連合が主張され続けたのである。

第四章では、欧州自由貿易圏創設交渉における海外領土の連合交渉とフランスの対応が取り上げられている。欧州自由貿易圏創設をめぐる交渉は、一九五七年二月のOEEC（欧州経済協力機構）閣僚理事会以来、加盟一七カ国で行われた。その直後ローマ条約が調印され、海外領土国の欧州共同市場への連合が定められるや、加盟国の海外領土市場の連合の問題が交渉の一つの重要な争点とされた。欧

州自由貿易圏と欧州共同市場の連合案は、域外共通関税を設けず、原理的には大きく異なる欧州共同市場の性質を、そして海外領土市場の欧州共同市場との連合の性質を、大きく変える可能性をはらんでいたからである。結局、欧州自由貿易圏と欧州共同市場の連合案自体は一九五八年一月にドゴールによって破棄されたが、イギリスにより提案され主導されたこの提案に対するフランスの反応、特に対植民地・旧植民地政策を中心に検討することで、フランスのヨーロッパ統合政策とアフリカ政策の第三の連関が検討されている。

従来詳細に検討されてこなかった欧州自由貿易圏における「ユーラフリック」について、本論文は二つのことを新たに明らかにしている。まず第一に、アルジェリア問題の重要性である。海外領土と海外県の除外は合意されていたにもかかわらず、アルジェリアのOEECへの連合は、政治的な繋がり維持を果たすため、フランス政府が強く望んでいたものであった。第二に、OEECにおける海外領土問題は、本質的に「ユーラフリック」にかかわる問題であり、EEC条約で保障された特惠貿易、開発援助の維持等がフランス政府の目標とされ、欧州開発基金、加盟国と加盟国海外領土間の特惠貿易体制という「ユーラフリッ

ク」の二つの果実を保護しようとするものであったのである。

第五章では、一九五七年のローマ条約調印から一九五九年一月一日の関税同盟第一段階の始動までの時期が取り扱われ、フランス政府におけるヨーロッパ統合政策とアフリカ政策の第四の連関が検討されている。一九五八年一月に発効したローマ条約では、EEC委員会の設置など機構面の整備は開始されたが、肝腎の関税同盟に関しては、この段階ではまだ始動されていなかった。またフランスでは、アルジェリア戦争のもたらす財政逼迫などが原因で、フランスが関税同盟始動のショックに耐え切れるかは必ずしも定かではなかった。その意味で、調印はされても、ローマ条約調印から関税同盟第一段階が実際に始動されるまではローマ条約の実施は保障されていなかったのである。

そのような中、GATT（関税と貿易に関する一般協定）の枠組みで、海外領土との連合問題は議論されたのである。EEC条約の批准を最優先するフランスのGATTでの遅延戦略が大きな役割を果たした。それに加えて、フランスの財政改革案リュエフ・ピネー・プランによるフラン切り下げが主要因となつて、海外領土との連合問題は徐々に解決されていった。その結果、一九五九年一月一日

に域内での関税削減一〇パーセント、輸入許可量の二〇パーセント拡大を定める関税同盟第一段階が始動する際、海外領土との連合および欧州開発基金は維持された。このように、海外領土との連合は、フランスの外交的・内政的努力によって保護されたのである。黒田君は、従来取り上げられなかった同時期の海外領土連合問題の帰結を扱い、ローマ条約調印から関税同盟第一段階の始動のプロセスにおいても、フランスの脱植民地化対応戦略とヨーロッパ統合政策は密接に関連していたことを明らかにしたのである。

最後に終章では、本論で展開してきた実証的手法による議論が要約され、結論が導かれている。端的に言えば、ヨーロッパ統合と冷戦、脱植民地化という国際環境は不可分であり、特に脱植民地化の影響は、一九五五年から一九五八年にかけてのヨーロッパ統合プロジェクトのすべてにおいて顕著であり、脱植民地化に対応する戦略がそれと密接に結びついていたことを確認したのである。

三 評価

本論文の第一の意義は、ヨーロッパ統合史において、ヨーロッパ統合に対する脱植民地化の影響を詳細に分析する独自のアプローチを提供していることである。ヨーロッパ

統合史の大家ジェラルド・ボスアらによって始められたこのアプローチは、E E C設立条約交渉過程の分析に集中してきた。このような研究によって、独立後の植民地に対する影響力の維持というフランス政府の思惑は少なからず指摘されてきた。しかしながら、黒田君は、このような初期の研究に刺激を受けながらも、ヨーロッパとアフリカを一つの制度的枠組みに包み込むことを目的とするユーラフリック諸構想に対する理解を發展させることに成功している。利用可能になった膨大な一次史料を精査する作業によつて、黒田君は、「ユーラフリック」の射程の検討に加えて、

その推進の背景にあったアルジェリア問題の重要性を指摘した。さらに欧州自由貿易圏交渉における海外領土の連合は、イギリスとの連合体制構築によつて、イギリスの旧植民地の集合体であるコモンウェルスとの連合という争点が含まれたために複雑化し、アルジェリアの欧州自由貿易圏への連合は、一九五八年一月の交渉断絶に至るまで、フランス政府によつて断続的にはあるが提起されてきたのである。このようなアプローチは、植民地の独立の獲得という形で完了する狭義の脱植民地化が終わりを迎える一九六〇年代にまで有効となる可能性を秘めている。

本論文の第二の意義は、ユーラフリック構想の射程と全

体像が詳細に検討されていることである。もちろん、先行研究において既に多くのことが明らかにになっている。とりわけボスアとマリ・テレーズ・ビッチの編集による論文集は、ユーラフリック構想を、第一次世界大戦期から一九七〇年代半ばまでの六〇年近くにわたって、その経済的、文化的、外交的側面を考察したものである。また、加盟国に加えて、中心的な役割を果たした同盟国アメリカの認識も考察対象にした、極めて視野の広い研究でもある。

しかしながら、これらの研究においてさえ、一九五五年から五八年にかけてフランスが推進したユーラフリック構想の諸側面については明らかにされてこなかった。そのようななかで黒田君は、EECにおけるユーラフリック構想を除けば、無視あるいは軽視されてきたユーラトム交渉におけるユーラフリック構想および欧州自由貿易圏交渉におけるユーラフリック構想に光をあて、詳細に分析したのである。

本論文の第三の意義は、「ヨーロッパ統合の原動力」に対する問いに一つの答えを提供していることである。フランスのボスアやヨーロッパ統合史の大家でもあるドイツの現代史家ウィルフリート・ロートは、それぞれ、ヨーロッパ統合史において重要な論点となってきた、ヨーロッパ統

合の原動力という問いについて論考を発表している。その中では、ドイツ問題、経済的相互依存、平和の追求、冷戦経済の近代化プログラム、政治的意思の存在といった、国際政治学でいうリアリズムとリベリズムによる説明がなされている。ヨーロッパ諸機構の加盟国が脱植民地化という国際環境に影響を受けた時期が、戦後のヨーロッパ統合の歩みにおいて一時期にすぎないことを考えれば、これまでの研究が植民地主義を原動力として取り上げないのは当然であったかもしれない。しかしながら、ローマ条約が調印、批准され、発効したことにより、今日のEUの基盤が形成されたことを鑑みれば、ローマ条約成立において植民地主義が果たした役割を考慮することが必要だと思われる。黒田君の本論文は、植民地主義をヨーロッパ統合推進の原動力の一つとして考慮すべきではないか、という問いを果敢に提起しているのである。

本論文の第四の意義は、ユーラトム研究に対する新たな解釈を提示したことにある。従来、フランスの対ユーラトム政策に関する研究においては海外領土の問題が検討されてこなかった。これに対し、黒田君は、ユーラトム交渉における海外領土の位置付けの重要性を指摘している。特にフランス政府の立場の変化に注目し、フランス政府は、ユ

ーラトムにおけるユーラフリック構想を象徴的・心理的効果を狙いであつたと結論付けた。

フランス政府内で原子力問題の専門家であつたゴールドシュミットはウラン供給地としてベルギー領コンゴの位置付けを明らかにする方針を打ち出していた。しかし、米国による濃縮ウラン供給保障が伝達された後は、六カ国間では具体的な検討は進まなかつたのである。そのような状況でも、一九五六年七月に行われたモレ首相の国民議会での演説に見られるように、心理的效果が依然重要であつた。その演説では、EECにおける海外領土との連合に先立つ「第一のユーラフリック」として、ユーラトムの設立が謳われていたのである。

最後に第五の意義は、OEECを舞台とした欧州自由貿易圏構想に対する新しい解釈を提示したことである。従来、欧州自由貿易圏構想においても、海外領土の位置付けは一つの重要な争点とされつつも、詳細に分析されてこなかつた。このような研究状況のなかで、黒田君は、欧州自由貿易圏構想におけるユーラフリック構想の重要性に注目し、実証することを試みた。具体的には、欧州自由貿易圏交渉において、すでに「第一の意義」で指摘したフランス連合におけるアルジェリアの特殊な地位に加えて、EEC条約

において保障された海外領土に対する既得権益、つまり特惠貿易と開発援助基金が、欧州自由貿易圏において保障されるかどうか懸案であつたことを、ユーラフリック構想の推進者であつたフランス政府が欧州自由貿易圏への海外領土との連合に対して消極的な態度をとつた原因として指摘した。このように、黒田君は、欧州自由貿易圏交渉に対し、フランスがかならずしも積極的ではなかつた一因として、欧州石炭鉄鋼共同体(ECS)加盟国の海外領土に対する既得権益の維持を理由として新たに抽出することに成功したのである。

このように本論文は実証性と独自性を兼ね備えた高い水準の研究であるが、また同時に課題もいくつか散見される。第一の課題は、本論文において、中心となつてゐるローマ条約の成立過程および政策決定過程が十分に分析されていないことである。オーソドックスな外交史研究では政策決定過程の分析が中心となつてゐることを考えれば、その点に対して考察がなされていてもよかつたであろう。しかしながら、本論文の主目的がかならずしも同条約の成立過程ではなく、ヨーロッパ統合と脱植民地化の関連を詳細に分析することにあるということを考えれば、このような分析の焦点の絞り方にも納得がいくかもしれない。

第二の課題は、冷戦の影響に対する分析が十分とは言えない点である。冷戦という国際環境がヨーロッパ統合、フランスのヨーロッパ政策に対して及ぼした影響を論じることを目的として掲げているが、ソ連や東側陣営に対する脅威認識自体、ならびにそれがフランスのヨーロッパ政策、ヨーロッパ統合の変遷に対して与えた影響が十分に論じられていないように思われる。この点についてのさらに踏み込んだ考察が加わっていればこの時期のヨーロッパ統合に対する分析が一段と深い洞察に基づいたものになったであろう。

最後に、この時期のユーラフリック構想の存在が、現在のEU・アフリカ関係、あるいはEUと第三世界との関係において与えている影響が十分に分析されていないことである。とりわけユーラフリック構想がフランスの威信や象徴的效果から説明されるのであれば、この点についての明示的な説明がないのは、残念である。ユーラフリック構想はもはや歴史の上でしか語られえないものであるのか、あるいは現代のEUやヨーロッパ政治の理解においても重要な要素となっているのか、このような観点からの関心と考察があれば、本論文はさらに視野の広いものとなったのではないだろうか。

とはいえ、これらの課題はそれ自体が新たな独立した研究テーマとなりうるものであり、それらを十分に検討していないことは、本論文の本質的な意義を損なうものとはいえない。

四 結 論

このように、問題点を抱え、将来の課題も残っているが、黒田友哉君が提出した本論文は、第四共和制後期のフランス外交を実証的に分析したフランス外交史研究として、またより広くヨーロッパ統合史研究として、学界に対して多大な貢献を行ったことは明白であり、その意義は誠に大きいと言える。

よって審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、その旨を報告する次第である。

平成二二年二月九日

主査	慶應義塾大学法学部教授	田中 俊郎
副査	慶應義塾大学法学部教授	赤木 完爾
	法学研究科委員	

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士

田所 昌幸

吉田真吾君学位請求論文審査報告

一 問題の所在

吉田真吾君の博士学位請求論文「日米同盟の制度化 一九六三—一九七八年」は、一九六三年から七八年の間に、多くの事務レベルの安全保障協議、および自衛隊と米軍の協力枠組みの制度化が進んだ事実を詳細に明らかにし、当該期に国際政治環境が変化したことによって日米両国間に相互不信が高まり、日米関係を揺るがす相互不安が同盟の制度化を促したという理論的分析を提示する。本論文の構成は以下のとおりである。

序 論 問題と視角

第1章 契機としての「パワーの拡散」

第1節 米国の防衛負担分担の要求と二つの事務レベル協議

一九六三—一九六四年

第2節 相互不安の顕在化 一九六四—一九六六年

第3節 軍事協力の萌芽と事務レベル協議の設置 一九六